所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が一次審査申請書及び一次審査資料を提出したときに限り、関東地方整備局総務部契約課（〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２―１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　電話048―601―3151㈹）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

⑮　本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。

⑯　詳細は入札説明書による。

7　Summary

(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : ISHIHARA Yasuhiro Director-General of Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

(2)　Classification of the services to be procured : 41

(3)　Subject matter of the contract : Construction work of the substructure of Kashima Line viaduct No. 1.

(4)　The first examination Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 16 July 2020.

(5)　The second examination Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 2 September 2020.

(6)　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 4 November 2020 (tenders brought with or submitted by mail : 12 : 00 P.M. (noon) 4 November 2020).

(7)　Contact point for tender documentation : Contract Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Saitama shintoshin National Government Building Tower-2 2―1, Shintoshin, Chuou Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330―9724 Japan TEL 048―601―3151 (ex 2525)

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）「段階的選抜方式」です。

令和２年７月２日

支出負担行為担当官及び契約担当官
関東地方整備局長　石原　康弘

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

1　工事概要

(1)　品目分類番号　41

(2)　工事名　富士川地方合同庁舎（仮称）⑳建築その他工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

(3)　工事場所　山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢1760―１

(4)　工事内容　敷地面積　3,936㎡

１．建物

１）庁舎

構造　鉄筋コンクリート造　地上５階

建築面積　約1,300㎡

延べ面積　約5,200㎡

用途　庁舎

工事内容　新築１棟　他　新築２棟

(5)　工期　契約締結の翌日から令和４年11月30日まで。

(6)　使用する主要な資機材　コンクリート　約4,925㎥、鉄筋　約674ｔ

(7)　本工事は、入札時に技術提案［ＶＥ提案］を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する［総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）］の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。なお、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

(8)　本工事は、企業の技術力（技術提案［ＶＥ提案］及び工事全般の施工計画を除く）及び配置予定技術者の技術力について記述した競争参加資格確認申請書（一次審査）（以下「一次審査申請書」という）及び競争参加資格確認資料（以下「一次審査資料」という）を提出した者のうち、評価点合計が上位の者に限り技術提案［ＶＥ提案］及び工事全般の施工計画等（以下「二次審査資料」という）の提出を求める段階的選抜方式の対象工事である。

(9)　本工事は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

⑩　本発注工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は、入札説明書による。

①　「ワンデーレスポンス」実施工事

②　完成時の工事成績評定の結果により、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事。

③　建設リサイクル法対象工事

④　現場代理人と配置予定の主任（監理）技術者の兼務を認めない試行工事

⑤　難工事施工実績評価対象工事

⑥　難工事功労表彰評価対象工事

⑦　段階選抜一次審査選抜者数拡大

⑧　週休２日制促進工事（発注者指定方式）

⑪　本工事は、工事成績相互利用登録機関が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」（以下「工事成績相互利用対象工事」という。）の工事成績評定点を競争参加資格とする、「工事成績相互利用型総合評価方式」の試行工事である。詳細は入札説明書による。

⑫　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は入札説明書による。

⑬　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

2　競争参加資格

(1)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2)　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3)　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（(2)の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

(4)　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5)　平成17年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記㋐の要件を満たす建築一式の新築又は増築（増築工事にあっては増築部分とする。）工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。

㋐

１．建物用途　事務所・庁舎又は類似施設・類似施設とは、事務室（上級室を含む。）、会議室、人文科学系研究室、これらに類する室及び付随する共用部の合計面積が全体の１／２を超える施設をいう。

複合施設の場合は、事務所・庁舎・類似施設部分の合計面積が全体の１／２を超えること。ただし、事務所・庁舎部・類似施設部分の合計面積が、３．の延べ面積以上である施設でもよい。

２．構造　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（コンクリート充填鋼管構造は含まない）地上３階以上